

令和7年度北米トップセールスに係る現地手配業務委託仕様書

1 業務名称

令和7年度北米トップセールスに係る現地手配業務

2 目的

県知事が関係団体と共にカナダ及び米国を訪問し、現地において県産品や観光に係る各種プロモーション活動による今後の販路、誘客の拡大を図るとともに、関係機関を訪問し、I L C実現に向けた協力要請を行うこととしている。

以上の現地での行動等を円滑に遂行するため、現地における（出国から帰国を含む）アテンド等の業務を行うもの。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）

4 業務内容等

県庁関係課（産業経済交流課、流通課、I L C推進局事業推進課）と調整のうえ、以下の手配・確保を行うこと。

（1） 日程 令和7年9月5日（金）から9月12日（金）

※ 詳細の行程表（予定）は別紙のとおり。

（2） 訪問団の構成

県職員等 20名程度（若干の増減が見込まれる可能性あり）

（3） 業務内容

ア 添乗員の同行（全行程）

日本出国（9月5日（金））から帰国手続（9月12日（金））までの全行程に添乗員1名が同行し、下記事項に対応すること。

① 出入国手続きの補助（日本出入国、カナダ・米国出入国）

② 行程管理（不測の事態が発生した場合のスケジュール変更に伴う諸手配等含む。）

③ 安全管理

④ その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

イ 通訳の同行（9月7日及び8日、サンフランシスコ市周辺のみ）

サンフランシスコ市周辺の行程（9月7日及び8日）に、I L C関連の専門用語（素粒子物理学、加速器関連分野）対応可能な通訳1名を同行させ、関係機関訪問時等の通訳対応を行うこと。

ウ カナダ・米国現地移動用借上車両（大型バス等）の手配に関すること
（運転手、バスガイド（日本語可）含む。）

月日	運行地域	想定乗車人員 (運転手、添乗員、 ガイド除く)
9月5日(金) 【午後】	【カナダ・バンクーバー市】 バンクーバー国際空港→市内ホテル→市内→市内ホテル	20名
9月6日(土) 【終日】	【カナダ・バンクーバー市】 市内ホテル→市内→市内ホテル	20名
9月7日(日) 【早朝】	【カナダ・バンクーバー市】 市内ホテル→バンクーバー国際空港	6名
【午後】	【米国・サンフランシスコ市・バークレー市】 サンフランシスコ空港→各市内→サンフランシスコ市内ホテル	11名
9月8日(月) 【終日】	【米国・サンフランシスコ市・メンローパーク市】 市内ホテル→S L A C (メンローパーク市内) →サンフランシスコ空港	12名
【夜】	【米国・ロサンゼルス市】 ロサンゼルス国際空港発→市内ホテル	6名
9月9日(火) 【終日】	【米国・ロサンゼルス市】 市内ホテル→市内→市内ホテル	20名
9月10日(水) 【終日】	別途手配	—
9月11日(木) 【午前】	【米国・ロサンゼルス市】 市内ホテル→ロサンゼルス国際空港	20名

※ 手配する車両は、原則として想定乗車人員が補助席なしで十分に余裕を持って乗車できる車両とし、想定乗車人員分のスーツケースの積込みを想定すること。

エ レンタルWi-Fi及び携帯電話の手配に関すること

次に示す内容でWi-Fi及び携帯電話を手配すること。

① Wi-Fi

使用期間	国	規格・条件	台数
9月6日（土）～10日（水）	米国のみ	データ通信量無制限 出発前納品、帰国後返却	2名

② 携帯電話

使用期間	国	規格・条件	台数
9月6日（土）～10日（水）	米国のみ	通話料別、出発前納品、帰国後返却	1台

（４） 報告書の作成

業務の内容を取りまとめた報告書データ（Ａ４判・様式任意）を作成し、県に提出すること。また、現地で撮影した写真データもあわせて提出すること。

５ 契約に関する条件

（１） 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

（２） 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

（３） 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

（４） 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号。以下「法」という。）

第66条第2 項において準用する同条第1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。